

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成30年1月31日（水）16:30～17:06
- 2 場所 永田町合同庁舎2階208会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学名誉教授  
委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授  
委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

#### <提案者>

蒲島 郁夫 熊本県知事  
濱田 義之 熊本県農林水産部長  
千田 真寿 熊本県農林水産部農林水産政策課長  
長谷川 誠 熊本県農林水産部森林局森林調整課長  
下田 安幸 熊本県農林水産部農林水産施策課政策監

#### <事務局>

河村 正人 内閣府地方創生推進事務局長  
村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官  
小谷 敦 内閣府地方創生推進事務局参事官

### （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 グローバル農業の戦略拠点の形成に向けて
  - 3 閉会
- 

○小谷参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループによるヒアリングということで、よろしくお願ひします。

本日は、熊本県に来ていただいております。

それでは、座長、よろしくお願ひします。

○八田座長 今日は遠方から、お忙しいところをお越しくださいまして、どうもありがとうございました。

早速、御提案について御説明をお願いいたします。

○蒲島知事 手元にハンドアウトを用意しましたので、それに沿ってやりたいと思います。  
熊本県知事の蒲島です。

まず、「グローバル農業の戦略拠点の形成に向けて」について、哲学の部分をお話ししたいと思います。

実は、私は農業研修生というのを21歳のときにアメリカに渡ってやりました。私の経験の中で一番大事なのは、稲田村農協を経て、農業研修生として2年間、渡米したことあります。そこでものすごく過酷な労働だったのですけれども、ただ、ネブラスカ大学で3か月の学科研修があって、初めて勉強したいということで、それからネブラスカ大学に入り、ハーバードに行って、筑波、東大と教授をしながら、今、熊本県知事に就任しています。

そこで大事なところは、次のページに入りますけれども、搾取的な労働のための研修生ではいけない。将来の国家の戦略にとっても、これは外交と同じなので、人材育成の部分もとても重要視しなければいけないのではないかと思って、グローバルな農業人材の受入れについては、働き手と雇い手がワイン・ワインの関係になるような、そしてそれが研修生の技術の向上になり、日本との友好関係も進み、それから母国の農業振興にも資する。そういう意味では、将来的には多分、日本の農業人口は段々減ってくると思いますので、外国人材と共同経営できるような人材を育てる。そういう継続性のある研修体制をしたいと思っています。

アメリカに、農業研修生の先輩でマツイナーセリーという世界一の農場を持っていらっしゃる方がおられます。その方も、最初は研修生でいらっしゃって、アメリカでそういうチャンスを与えてくれたので、そういう意味では、そういうのが私にとっての特区の将来像であります。

その特区をちゃんとできる体制になっているかというのが、次に大事なことで、私が知事であるというのが体制の一つだと思います。多分、知事としてそういう人はいないと思いますし、最初、私が県庁に入ったときは、農林水産部というのはものすごく保守的な組織だったのでけれども、今は最も挑戦的な組織になりました。だから、やる気満々であります。それから、熊本県には、すごく多彩な農畜産物があります。多彩な農業を経験できるという意味では、熊本県はとても素晴らしい舞台ではないかと思います。

もう一つは、学びの拠点としての熊本もとても大きいのです。私はここで自分で授業をしていますけれども、農業経営塾という形で、若い農業青年を選抜して、20人ほど毎年教えています。そのような学びやとしての熊本県がとても優れているなと思っていますし、それから、「くまもと農業アカデミー」というものを作つて、これはエクステンションサービスですけれども、このような形で今、展開をしています。

それから、社会人向けの就農支援講座などもありますし、農業大学校もあるので、とてもカリキュラムが豊富であります。そういう意味では、学びの拠点として熊本県はとても優れている。

既に、インドネシアのバリ州とMOUを結び、タイ、ベトナム、ミャンマー、東南アジア諸国からも本県における農業技術習得の人材派遣について、具体的な提案が来ています。だから、すぐにでも人々が集まつくると考えています。そういう意味では、学びの場としても、熊本はとても優れている。

しかし、これからグローバル農業を作っていくためには、人と技術と物が必要だと思います。そういう意味では、先ほどお話ししましたけれども、グローバルな農業人材の受入れ育成を実現するために、是非、入国技能要件の緩和、皆さんが幸せに過ごしていただくための生活環境の充実のための規制緩和をお願いしたいと思っています。

二つ目が、4ページのハラール規制についてでありますけれども、既にインドネシアのハラールというのはとても認証が難しいのですけれども、もう既に熊本県はこれを得ておりますし、それから、年間65隻のクルーズ船が八代港に来ています。クルーズ船の乗客は、1隻当たり大体5,000人乗ってきますので、将来的には200隻来ることになっていますから、これが戦略的な輸出とインバウンドの推進に大きく結びつくのかなと思っています。

200隻というと、100万人です。100万の方々がミカン1個買っても100万個必要ですので、そういう意味では輸出、インバウンド対策が熊本県にはとても整っていると思います。

三つ目が、東南アジア、東アジアとの深い結びつきを生かして、農業技術イノベーションに取り組んでおりますので、グローバルな技術交流を促進してきた。これらの分野でも、規制改革を進めて、率先して県内で実践して、日本の農業を牽引していきたいと思っています。これがグローバル農業の戦略の体制であります。

それから資源は、先ほど言いましたように、ハラール、クルーズ船、技術、将来的にはこういうものを活かしながら、外国人材と共同経営ができるような将来的な持続可能な農業を築くためにも、特区が必要であると私は考えていますし、今が一番いいときではないかというの、私が知事でありますので、研修生制度にも、それから夢の実現にも、様々な形で貢献できるのかなと思います。

もう一つは、森林の担い手のことで、次のページであります。これはどういうことかというと、熊本県では、農地集積の実績が全国でも最も最先端にあります。農地集積の手段を森林版の集積、森林集約の加速化に持っていきたい。そして、森林版の中間管理機構を設置したい。そして、森林の担い手を集約化することによって、新たな担い手参入の加速化の実現が図られるのではないかと思います。

それでは、具体的にどのようなことをもらいたいのかというと、大胆な規制改革であります。これは、県段階での「森林中間管理機構」の設置、所有者不明森林に対する利用権の設定、強制登記、そのようなものが多く、国のはうでもこのような動きになっているのかなと思いますけれども、その前に、実際に特区で、うまく行くかどうかを試すのも必要かなと思います。

3番目に認定事業主の要件の緩和。それが森林集約に結びついて、民間等、新規参入が入ってきて、稼げる林業、林業の世界産業化、地域活性化に結びついていくのではないか

と思います。

以上が私からのプレゼンテーションです。

○八田座長 ありがとうございました。

こちらから御質問してよろしいですか。補足はございますか。

○濱田部長 御質問をいただければ。

○八田座長 それでは、私のほうから。

一種のクラリフィケーションクエスチョンです。伺いたいのは、ハラール規制に関して、クルーズ船でたくさんイスラムの方がいらっしゃるのだから、何らかの対応をすることが必要だというのよく分かるのですが、具体的にどういう日本の国内の規制があるのですか。

○蒲島知事 クルーズ船は一つの出口と言いますか、実際は今、インドネシアへの輸出をしています。インドネシアのハラール承認というのは世界で一番難しいものですけれども、そこが許可されているので、大体それでいいかと思うのです。だから、その認証が取れていて、その認証をより使った形で、これから海外に展開していきたいと思っています。

その規制について、どこを変えてほしいか。

○濱田部長 一つ具体的に申し上げると、ハラールの規制の中でハラールと認定されているのはスローター・マンと言われまして、例えばインドネシアならばインドネシアの方のイスラム教徒がと畜人となって、熊本県でもと畜をしてもらう。ハラールにのつとったと畜をしてもらうことが必要になります。そうすると、その人をと畜人として熊本県に入れたいわけですけれども、今、在留資格としてそれはございません。

○八田座長 この人は、イスラム教徒でなければならぬということなのですか。

○濱田部長 そうです。

○八田座長 日本人のイスラム教徒ではダメなのですか。

○濱田部長 ダメです。

○八田座長 それはどういうことですか。インドネシアに対して、インドネシアのイスラム教徒の人でなければいけないということですか。

○濱田部長 そういうことになっています。

○千田課長 国別に事情が違いまして、インドネシアでしたらインドネシア人のと畜人、スローター・マンが必要だと。これはハラールの国別の事情が違いますので、それに合わせた対応が必要になっております。

○八田座長 分かりました。

○八代委員 マレーシアならば、別途マレーシア人がいるのですか。

○千田課長 マレーシアの条件は把握していませんが、国ごとに条件が違う。

○八代委員 インドネシアが一番厳しいからですね。

そうすると、インドネシアの一番厳しい条件のスローター・マンを入れれば、もっと緩いところにも輸出できる。

○蒲島知事 向こうが承認すればですね。

○千田課長 国ごとの条件は必要です。

○八田座長 これは理屈が通っている話ですね。分かりました。

それから、農地に関してですけれども、所有者不明の森林に対して強制登記をしろとかいうのは全国的な動きがあります。しかし、確かに、その動きでは、利用権設定というところまでは行っていないかもしれませんけれども、具体的には、ここではどのような御提案でしょうか。

○長谷川課長 森林につきましては、今、うちのほうで27年から集約化事業を国に先駆けてやっています。それについて、森林所有者を探索するときに、なかなか所有者が分からぬといつたところがありますので、所有者が分からなくとも、そこを利用してやっていけるような、そういった規制改革をやっていただければというのが一つあります。

共有林であっても、特に固定資産台帳で所有者が分かったとしても、その人が相続していないとその人が権利者だと特定できないものですから、できれば相続をもって特定する。そういうところができると、所有者がはっきり分かりますので、その人の承諾をもって色々と施業をやるとか、そういったところを考えてございます。

○八田座長 今の相続のこととは、登記との関係はどうなのですか。

○長谷川課長 登記されていないので、なかなか相続が進んでいないのです。

○八田座長 相続していても、登記しないことがありますね。

○長谷川課長 そういうところがありますので、そこを義務化して、ちゃんと登記してもらうと、その人が所有者だとはっきり分かります。

○八田座長 それは今、全国的にやろうとしていることですね。もちろん特区で急いでやることもあり得ると思うのですが、利用権設定は、結局は一種の信託制度みたいなものを作り、利用者が不明の場合には、何年か分からなければ、一種の信託をして、所有者が現れれば、その人に対して積み立てた地代をお払いする。しかし、その間は使えるようにすることですね。

○長谷川課長 供託して、使えるようにしていきたいと思っています。

○八田座長 分かりました。

○中川委員 座長の質問に関連するのですが、農地法の中で中間法人が今、やれていること。例えば利用権設定とか、そういったことを森林においても行おうという要望だと思ってよろしいのでしょうか。

○長谷川課長 そうです。

○濱田部長 簡単に言えば、そういうことです。

○中川委員 だとすると、2点だけお伺いしたいのですけれども、要は農地の中間管理法人というのは、農地がものすごくばらばらになっていて、集約することによって生産性が上がるから、そういった特別な法人を作り、そういったものについては所有者不明土地であっても利用権を設定するとか、そういう特別な権能を付したもののですけれども、今の

御提案というのは、森林においても、やはりばらばらになっている森林という土地を集約することによって生産性が上がるという実情にあるのかということと、熊本県が提案されました森林の中間法人というものが、農地の中間法人と一緒に、色々な森林の土地の集約化を行って、生産性を上げるようなことをおやりになろうとしているのか。

農地の中間法人は、国費が相当入っていますけれども、熊本県の今の御提案というのは、県段階でということなので、県の今やっているものについて、そういう規制緩和とか権能を与えたほうがいいという御提案なのかということを教えていただければと思います。

○蒲島知事 一つだけ私のはうから言うと、農地の集積については、私が中心になって、国に先んじてやりましたので、そのときは国のお金は入っていないなくて、それを見て、国のはうは、これはいい考えだということで国費が入ってきた。

だから多分、森林のはうもそういうつもりで、まずは県段階でやって、それが素晴らしいと国のはうで認められたら、国費が投入されるのではないか。うちは、国がやらないから何もやらないという農林水産部ではないのです。まずやってみる。

○濱田部長 私のはうから簡単にお答えしますと、一番目の生産性がアップになるのかという話なのですが、農地の場合、確かに分散錯囲を解消して集約化すれば、各段に上がります。ただ、現実は分散錯囲でも、同じ担い手が面積を持っていれば、相当生産性はアップをしています。これは現実です。

ですから、そこまで行かなくても、森林というのは単位が大きくございますので、隣の山と一緒に使えるようにしただけでも、その生産性はかなりアップするし、50年の利用権を持てば、それは経済林として使っていけるわけです。我々はそのように思っています。

2点目ですけれども、今、県がやっているのは、非常に地道なマッチング作業なのです。そこの所有者を調べてきて、新しい担い手、やりたいという人とお見合いをしているようなところが今、3年間やってきたことです。これが、今回認めていただくスキームができるとすると、逆に、私もやりたいという手が、民間企業も含めて上がってき、それが集まることが一つの特区の効果だと私たちは思っています。

先ほどの利用権設定もありましたけれども、権原の移転も含めて、うちの森林版の中間管理のところが機能していくようにしたいと思っています。

○中川委員 分かりました。

○八田座長 ありがとうございました。

それから、最初に知事がおっしゃった研修生のところには、御承知のように難しい問題があると思うのです。一番肝心なことは、外国人受入れに関する国の根本的な方針が、高度人材は入れるが、そうでない人については入れないことであることです。それはなぜかというと、基本的には外国人が低所得の日本人の職を奪うことによって、格差が拡大するのが困るからです。ある分野で人が足りなければ、そこで賃金が上がればいいのに、そこにどんどん外国から入れたら賃金が上がらなくなってしまうというものです。基本的にそれは非常に健全な考え方だろうと思うのです。

今、おっしゃった中で、インバウンド受入れのために、ハラールのと畜のためにインドネシアの人を入れるのは当然のことだろうと思うし、クルーズ船で来る人たちのために通訳が必要だし、ホテルには、そういう国の従業員が必要です。彼らは、普通の意味での高度人材ではないかもしれないけれども、日本人のマーケットを脅かすわけではありません。しかし、もし研修生という形で、日本全国で高度人材でない人達を大量に途上国から入れたら、どんな中小企業もみんな入れたいと思うでしょう。安い労働力を入れれば、日本の格差がものすごく拡大する。

先ほど知事がおっしゃった話というのは、例えば、知事の御経験になったような非常に優れた技術を優れた学生に対して教える。それが必ずしもアメリカの農業の労働者の不足を補うものではないということだと理解しています。そして、日本での優れた農業技術が途上国にも活きるものだというような視点があると、広い意味でのクールジャパンみたいな、日本独特のやり方を外国に伝播するという考え方で推進をしていくことはできると思うのです。けれども、仮にもチープレーバーに入れることに繋がるおそれがあつたら、これは最初から無理だと思うのです。

○蒲島知事 その発想だけでも今は研修生の問題が、私はずっと見ていて、少なくとも熊本ではワイン・ワインの関係であろうと。それで特区という形でやらせていただくと、例えば学びの機会も、今はほとんどゼロですから、ゼロというのは、可能性を追求したいと思っていてもダメですね。だから本当は安い労働者という側面も多分あると思いますけれども、それがないと今、特に大規模集約化していくと、日本の農業はやっていけないというところまで来ていると思いますので、そういう意味で今、ワイン・ワインの関係という気持ちを持ってやるのか、そういうのが全然ないのかで大分違うと思うのです。

熊本県の特区は、ワイン・ワインの関係で、なるべくこちらからも提供できるという体制をとりたいというのが今日の私の哲学の部分です。

○八田座長 まさにその哲学のところが問題です。格差を拡大するという日本に大きな犠牲を強いてまで農業を維持する必要があるのか。格差は絶対に拡大しないで、そういう研修ができるというのなら、これは素晴らしいと思うのですけれども、そこが分かれ目のような気がします。

○蒲島知事 でも、そういう気持ちがないまま農業研修生なりを入れたら、きっとおっしゃるような問題になると思います。

○八田座長 だから、日本の研修制度は失敗したわけです。これから修正しようとしているわけですね。

○濱田部長 一つ補足してよろしいですか。

確かに八田先生がおっしゃるとおり、そういった不安は農業現場でもございますが、熊本の場合、これをやっていい特殊性が一つあると思うのです。熊本地震以後、有効求人倍率が今現在で1.68倍です。これは地方部では図抜けた人材不足に陥っています。これは全ての業種がそうなのですが、特に農業の分野については、外国人材制度を悪とは言いませ

んけれども、そういう制度があるものですから、新しい人材、優秀な人材を求め得にくいというのは実態としてあるわけです。

それを将来的に見れば、当面、そういったものが日本に広がると、確かにそういった問題が起きると思いますけれども、熊本だけで試してみる価値は、私はあるかなと思っています。それは許されることなのかなという思いはございます。

○八田座長 どうもありがとうございます。

それでは委員の方から、御質問をお願いします。

○八代委員 今のお話と関連するのですが、詳細の説明資料を見ますと、熊本は震災復興があるから、震災復興支援を行う外国人が必要なのだというロジックですね。

そうすると、震災がないと入れられないということで、今、八田座長が言われた全国どこにもチープレーバーが入ってくるということは防げるというロジックだと理解していいわけですね。

○濱田部長 そういうところを使えると申し上げたつもりです。

○八代委員 これは、ロジックとしてはロジックなのですが、将来に禍根を残さないかというか、震災がなければ入れられないのだということになってしまっても、この特区というのは地域振興のためではなくて、基本的に言えば、ここで実験して弊害がなければ全国で広げるということなので、その点はどうなのでしょうかということです。

○蒲島知事 特区で、熊本でやって、これがいい制度であれば、全国的に広げるというのは特区の元々の発想ですね。

○八代委員 そのときに地代要件を外せばそうですね。

○蒲島知事 その特殊性と一般性の間の問題です。

○濱田部長 もう一つは、先ほど八田先生がおっしゃった日本の特有技術の輸出といった側面は実はございまして、それは東南アジア諸国からも求められているところです。

○八田座長 それは打ち破る一つの方向性ですね。

○濱田部長 はい。

○蒲島知事 例えば、インドネシアは日本の人口の倍で、若い人がたくさんいらっしゃるのです。そこで今、バリ州と提携しているのですけれども、バリ州は世界に冠たる観光地で、ただ、観光地だけれども、肉がおいしくない。だから熊本から、どのような畜産のあり方が必要かという技術を。

○濱田部長 技術輸出をしています。

○蒲島知事 それで、基本的にインドネシアのバリ州との関係もよくなるし、それから、向こうからも観光客が来る。

○濱田部長 是非、観光客も技術も送り込みたい。

○八田座長 それはなかなかいい理屈です。

蒲島先生がアメリカにいらしたときは、よほど選ばれた方々がいらしたのですか。それとも大量だったのですか。

○蒲島知事 私が行ったころはそうでした。大体4倍ぐらいの競争率がありましたので、4倍の若い農業青年を送る。もちろんアメリカでは労働もするのですけれども、同時に学びの機会も与えてくれた。学びの機会を与えられたので、私もそうですけれども、それから今、東大の畜産学の主任教授も私の四つぐらい後に農業研修生で行った人なので、そういうのは多くはないですが、そういうチャンスを与えるような研修生の制度でありたいと私はずっと言い続けたのです。

○八田座長 それは、結果的にはほとんど高度人材ですね。

1年に、日本から何人ぐらいいらしたのですか。

○蒲島知事 あのころは200人でした。

○八田座長 すごいですね。

○蒲島知事 それでずっと今も続いています。

○八田座長 アメリカの意図としては、どういうことだったのですか。

○蒲島知事 アメリカは、労働者として当然、働くけれども、チャンスを与える国ですから、チャンスを与えるために、労働ばかりはさせない。

○八田座長 メキシコからいっぱい人が来るようになる前に、ある程度、アジアからもという意図があったと。

○蒲島知事 あのときは、メキシカンの方はたくさんいらっしゃいました。日本からは、学びたいという人たちが、選ばれた人が来るので、一生懸命に仕事をしたのです。大学教育も、私の場合、ネブラスカ大学で受けたのですけれども、最先端の畜産学の勉強をして、勉強をしたいなと思って、そのままアメリカにまた戻ったのです。

○八代委員 そうすると、例えば熊本大学と提携するとか。

○蒲島知事 多分、農学部があるのは東海大学なのです。

○濱田部長 既に県内では農業アカデミーというコンソーシアムの中で、全て大学は連携をしています。

○中川委員 今、お伺いしていて、技術を習得していただいて帰っていただくことによって、日本の農業自身も輸出拡大しやすくなるとか、あるいは国際協力みたいな文脈でも結構だと思うのですけれども、要は農業の技術を習得していただいて帰っていただくことが熊本県にとって、日本にとってどういう意味があるのかというストーリーを、（3）のところを膨らませていただければ作れるのかなとも思うので、そこを強調していただくのかなと。

○蒲島知事 多分、これまで劳働者としての受入れがとても強かったと思いますけれども、今日、私がプレゼンテーションするということで、全部見直して、最初に皆さんに渡したよりもやや異なっているかと思いますけれども、やはり技術を移転することに抑制的になるのか、あるいはそれを進めていくって、よりみんなで共存するのか。私のほうは共存型です。今までずっとそのように考えてきました。

○濱田部長 （3）のところは、我々も強化をさせていただきたいと思います。

○中川委員 あと1点だけすみません。八代先生がおっしゃった地震の話なのですけれども、地震がなければというところはあります、実際に震災復興と農業人材の受入れというのは、論理的には違うものだと思うので、農業人材を受け入れて震災復興にたまたま貢献していただくというストーリーだと、私はやや別のものをくつ付けたような違和感があって、要は被災したところでの農業が、要は農地の復興とか、インドネシアは非常に災害が多いところでもありますので、農業研修と復興というものについて、もう少し有機的なストーリーがあったほうが、私はよろしいのではないかと思います。

○濱田部長 今、バリ島で噴火がありまして、降灰被害が出ているのですけれども、うちの阿蘇山の降灰被害のノウハウが使えるのではないかという話は、ここら辺ではしていましたけれども、そういうものも入れながら、強化をさせていただければと思います。

○八代委員 それはいいアイデアで、被害者だから特権をというのはやめたほうがいいと思うのです。だから、むしろ被害を活用というか、そういう被害が他にもあるインドネシアで、この災害復興の技術を使えないかというか、それは非常に説得的ですね。

○八田座長 ということは、今、色々お話しになつたことで、従来の研修制度の問題点をかなり克服するというか、それとはかなり違うのだよという差別化を明確にされて、基本的には、震災のことであれ、畜産のことであれ、日本の技術を輸出し、これから益々関係を深めていくのに役に立つのだ。

そういうことを強調されて、安い労働力ということは一切出さないほうがいいように思います。

○蒲島知事 私も先ほど言ったように、哲学と組織体制と資源の3点からいって、今しかないような。やりたいという気持ちがないと、絶対にできない制度ですね。だから、私の任期中にこれがスタートできれば理想的な形ができるのではないかと思って、今日は私がプレゼンテーションしようということで参りました。

○八田座長 ありがとうございました。

あと、他にありますか。

○八代委員 大丈夫です。

○八田座長 事務局から。

○村上審議官 それぞれに少し具体的にまた議論を続けさせていただければと思います。

ハラール、スローター・マンであれば、実務的にどういう資格をどう持ってきて、どう検証すると狙いのスローター・マンに対する資格制度が設計できるかとか、森林のほうも、林野庁の法案とか所有者不明地での閣内の議論とかがございますので、その議論をやってもなお、例えば相続強制登記の義務化と利用権の設定を組み合わせる部分は、これらでは達成できないので、そこは特区でやる必要がありますねとか、その辺がきちんと噛み合うかどうかを精査しないと、特区として成立しているかどうかが、今日、方向は大きくいただいたので、その辺をまた引き続き議論させていただければと思います。

○八田座長 今日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。

よろしくお願ひいたします。